

大阪府

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.3E-3	2.9E+0	1.3E+2	134.5
64	エトフェンプロックス	1.7E+2	6.6E+1	4.3E+1	6.1E+1	341.8
117	テブコナゾール				1.1E+1	10.7
139	トラロメトリン			7.8E+1	5.3E+0	83.6
140	フェンプロパトリン			2.7E+1		26.7
153	テトラメトリン	1.5E+3	1.1E+1	1.4E+3	2.9E-1	2,895.2
181	ジクロロベンゼン	2.8E+3	9.3E+2			3,730.3
225	トリクロルホン		2.0E+1			19.7
248	ダイアジノン		2.9E+0			2.9
251	フェニトロチオン		5.5E+2	2.2E+1	2.5E-1	576.5
252	フェンチオン	3.5E+1	2.8E+2			319.0
256	デカン酸				1.2E+1	11.8
350	ベルメトリン	1.0E+2	1.5E+2	1.0E+2	1.8E+2	538.5
405	ほう素化合物		1.9E+0	1.3E+2	7.4E+0	135.4
427	カルバリル			1.0E+3		1,040.9
428	フェノプカルブ			7.7E+2	4.8E+2	1,251.4
457	ジクロールボス	6.9E+2	2.6E+3			3,253.7
合 計		5.3E+3	4.6E+3	3.6E+3	8.9E+2	14372.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等